

第 2 共愛の里

特別養護老人ホーム

- P.02 契約書
 - P.11 重要事項説明書
 - P.25 運営規程
-

ショートステイ

- P.34 契約書
 - P.43 重要事項説明書
 - P.56 運営規程
-

ケアハウス

- P.60 契約書
 - P.65 重要事項説明書
 - P.72 運営規程 入居者心得
-

デイサービス

- P.84 契約書
- P.92 重要事項説明書
- P.105 運営規程

特別養護老人ホーム第2共愛の里入所契約書

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人共愛会(以下「事業者」という。)は、契約者が特別養護老人ホーム第2共愛の里(以下「ホーム」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容(ケアプランを含む)は、施設サービス計画に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条(施設サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、計画担当介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、要介護認定有効期間に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能

訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 食事の提供
 - 二 契約者が選定する特別な食事の提供
 - 三 居室の提供
 - 四 契約者に対する理容サービス
 - 五 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
 - 六 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、（買い物代行及び契約者の移動にかかる費用）のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）と利用者負担額に応じた食費及び利用居室に応じた居住費の合計を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月15日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第8条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第17条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 12 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 13 条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
但し、契約者が平成 12 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合、本号は、平成 22 年 3 月 31 日までは適用されません。
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 14 条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第 6 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 5 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

第 15 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 8 条に定める守秘義務に違反した場合

- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 16 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 5 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む）を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合

記

身体的ハラスメントの例：蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつける

精神的ハラスメントの例：大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する

セクシャルハラスメントの例：必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかける

カスタマーハラスメントの例：サービス提供範囲を超えた不当な要求

暴言や脅迫等による威圧的な言動

過度なプライバシー侵害

反復的な苦情や批判による圧迫

施設運営を妨害する行為

- 五 前項に関わらず、契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができる

- 六 契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 七 契約者が介護老人保健施設に入所した場合

第 17 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 18 条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3 か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 契約者が病院又は診療所に入院した後 6 日以内に退院した場合は、外泊時料金及び第 4 段階を除く利用者負担段階別の居住費をいただきます。但し、入院期間が 6 日を超える場合には、契約者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

第 19 条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 契約者は、第 13 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 9 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第 17 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 5 条第 5 項を準用します。

第 20 条（残置物の引取等）

- 1 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。

- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。
但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。
但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。
- 5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第 21 条（一時外泊）

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、1 か月に 6 日を限度として、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の 3 日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は外泊時料金と居住費を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

第 22 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 名古屋市中川区下之一色町字権野 108 番地の 6

事業者名 社会福祉法人 共愛会

特別養護老人ホーム 第 2 共愛の里

代表者氏名 理事長 横江 公美 印

契約者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

特別養護老人ホーム重要第2共愛の里事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(愛知県指定 第 2371000221号)

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 施設の概要	2
4. 居室の概要	3
5. 職員の配置状況	3
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	7
8. 契約締結からサービス提供までの流れ	9
9. サービス提供における事業者の義務	10
10. 残置物引取人	10
11. 吸痰について	10
12. 事故発生時の対応について	11
13. 緊急時の対応について	11
14. 損害賠償について	11
15. 苦情の受付について	11
16. 第三者による評価の実施状況	12
17. 施設利用の留意点について	12
18. 非常災害対策について	13
19. 身体拘束について	13
20. 虐待防止について	13

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 共愛会
- (2) 法人所在地 〒454-0945 愛知県名古屋市中川区下之一色町権野108番地の4
- (3) 電話番号 052-302-8011
- (4) 代表者氏名 理事長 横江 公美
- (5) 設立年月 平成5年3月

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的

特別養護老人ホーム第2共愛の里は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 第2共愛の里
- (4) 施設の所在地 愛知県名古屋市中川区下之一色町権野108番地の6
- (5) 電話番号 052-302-8029
- (6) 施設長（管理者）氏名 服部 泰臣
- (7) 当施設の運営方針

入居者やご利用者の方の自由と人権を尊重することを基本とし、明るく安らかな生活を送れるよう努力します。また、地域や家庭とのつながりを大切に心の通った交流を図り、地域に密着した“地域の中のホーム”として、高齢者はもとより子どもから大人まで、いつでも気軽に立ち寄れる施設を目指します。

- (8) 開設年月 平成11年4月
- (9) 入所定員 100人

3. 施設の概要

- (1) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建
- (2) 建物の延べ床面積 5,561.76㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【短期入所生活介護事業】平成12年1月28日指定 愛知県2371000221号 定員20名

【通所介護】 平成12年1月28日指定 愛知県2371000320号 定員30名

【ケアハウス】 平成11年4月 1日開所

4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋です。ご契約者の心身の状況や居室の空き状況により決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1 人部屋)	3 1 室	
2 人部屋	1 室	
3 人部屋	1 室	
4 人部屋	2 1 室	
合計	5 4 室	
食堂	2 室	
機能訓練室	1 室	[主な設置機器] 平行棒
浴室	2 室	一般浴室・特殊浴室
医務室	1 室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者にご負担いただく費用はありません。

5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長 (管理者)	1	1 名
2. 介護職員	42.0	3 6 名
3. 生活相談員	2.5	2 名
4. 看護職員	6.5	4 名
5. 機能訓練指導員	1.0	1 名
6. 計画担当介護支援専門員	1.0	1 名
7. 医師	0.1	必要数
8. 管理栄養士	2.0	1 名
9. 事務職員	2.6	必要数

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を、当施設における常勤職員の所定勤務時間数 (例：週 40 時間) で除した数です。
(例) 週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名 (8 時間×5 名÷40 時間=1 名) となります。

※兼務状況は運営規程に記載。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月,水曜日 13:30~15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 7:30~ 9:30 7名 日中: 9:30~ 18:00 10名 夜間: 18:00~ 翌7:30 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中: 9:00~ 17:30 4名
4. 機能訓練指導員	9:00~ 17:30 1名

☆土日は上記と異なります。

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等もを行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

計画担当介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

管理栄養士 …栄養管理を行い、栄養ケア計画を作成します。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

- ② 排泄
 - ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ③ 機能訓練
 - ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④ 健康管理
 - ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑤ その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日当たり)〉(契約書第5条参照)

別添の料金表によって、サービス利用料金をお支払い下さい。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第5条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 食事
 - ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

☆ 食材料費と調理費相当の金額をお支払いいただきます。利用者負担額によって定められています。(別紙参照)

- ② 居住費

ご利用いただく居室の居住環境に応じた額をお支払いいただきます。(別紙参照)

- ③ 理髪

理容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。

- ④ その他利用料

・ご契約者の希望により、その他利用サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○600円/月：各種保険証類 診察券 等(*保管管理者：施設長)

○20円/日：コンセント(嗜好品による)使用料

(テレビ ラジオ 携帯電話充電 加湿器 電化製品等一式)

⑤ レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：外出時の入場料、材料代等の実費をいただきます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑦ 契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る 1 日当たりの料金は、別表の通常料金と同額とする。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 5 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月 15 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし (毎月 26 日：土日祝の場合は翌営業日)
イ. 下記指定口座への振り込み
りそな銀行 名古屋駅前支店 普通預金 2006287
社会福祉法人共愛会 特別養護老人ホーム大第 2 共愛の里 理事長 横江金夫

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	共愛病院
所在地	名古屋市中川区下之一色町権野 1 4 8 番地の 1
診療科	内科, 耳鼻科, 眼科, 皮膚科, 整形外科

※その他医療機関での診療、入院治療を希望されるご契約者は予め申し出て下さい。

② 入居時健康診断 (共愛病院での受診)

入居時の健康状態を把握する為に健康診断を受けて頂きます。入居時 1 回のみ健康診断費用はご契約者の負担となります。

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第13条参照）

- ① 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立又は要支援及び要介護1・2と判定された場合
但し要介護度1・2の場合は特例入所として、引き続いてのご利用のご相談を受ける事が可能となっております。
- ② 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間内であってもご契約者または、当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

次の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を

- 行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者またはご契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む）を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合

記

身体的ハラスメント

蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつけるなど

精神的ハラスメント

大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する

セクシャルハラスメント

必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかけるなど

カスタマーハラスメント

- ① サービス提供範囲を超えた不当な要求

利用契約に定められていないサービスの提供を繰り返し要求し、従業員に心理的負担を与える行為（例：私的な依頼や個別の特別対応）。

- ② 暴言や脅迫等による威圧的な言動

従業員の人格や職務を否定する発言、暴力的・脅迫的な表現を用いて威圧する行為（例：「訴える」「辞めさせる」といった言動）。

- ③ 過度なプライバシー侵害

従業員に対し、個人情報聞き出す、またはプライベートな関与を強要する行為（例：「住所を教えろ」「LINEを交換しろ」など）。

- ④ 反復的な苦情や批判による圧迫

業務改善を名目に非現実的な改善要求を繰り返し、不満を執拗に表明する行為（例：同じ内容の苦情を短期間に複数回繰り返す）。

- ⑤ 施設運営を妨害する行為

他の利用者や職員に迷惑をかける行為、または業務の進行を妨げる行為（例：施設内での大声や暴れる行為）。

前項に関わらず、ご契約者または利用者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができる

- ⑤ ご契約者が、連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ ご契約者が、介護老人保健施設に入所した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中は、外泊時加算料金及び居住費をいただきます。月をまたいで入院された場合、前後6日間（最大12日間）分頂きます。

② 7日間以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。但し、この場合には、当施設に再び優先的に入所することができます。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

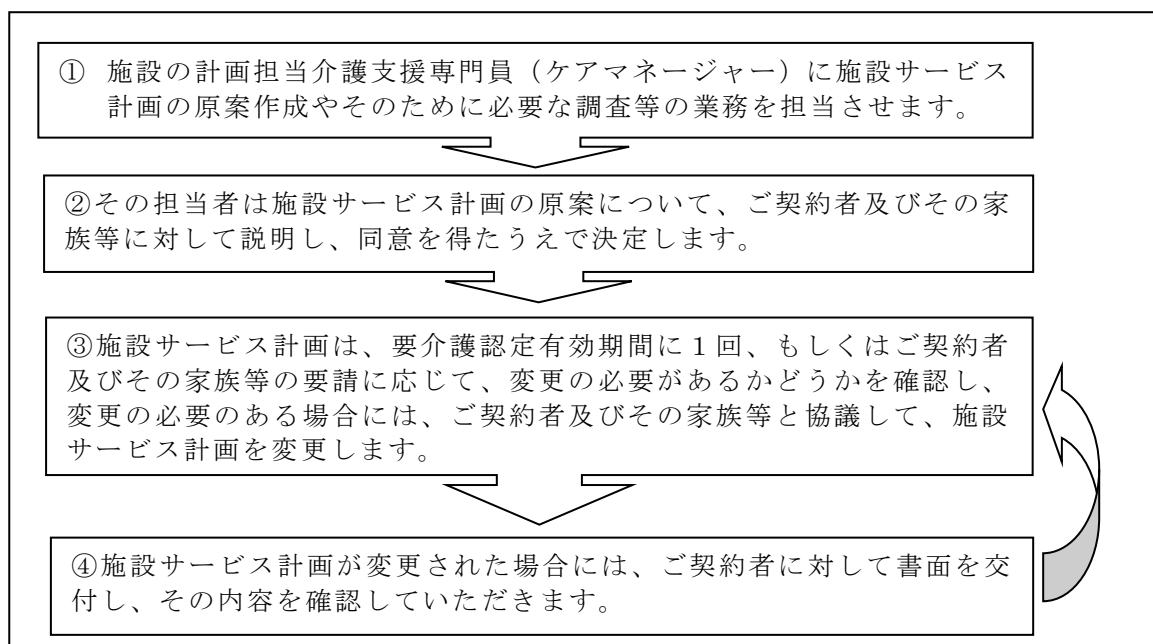
ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は、次の通り行います。（契約書第2条参照）



9. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

10. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第20条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

11. 吸痰について

当施設においては、痰の吸引に関して、介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導の実施「医療的ケアの安全対策委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行うなどし、看護職員と介護職員が協働して実施できる環境を整備しております。

12. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、指定された緊急連絡先に事故発生時の経過及び状況説明を行なう等、適切な対応を講じます。
- (2) 病院受診を必要とする事故が発生した場合には、速やかに市町村に連絡するとともに、事故に際して採った処置等の状況を記録します。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行いません。

13. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

14. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

15. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、次の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 浅井 真弥

○苦情解決責任者

〔職名〕 施設長 服部 泰臣

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30

○第3者委員 監事 佐藤 慶司 052-431-0546

江場 昭夫 052-431-6991

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名古屋市・中川区役所 介護保険担当課	所在地：名古屋市東区高畑一丁目 223 電話番号：363-4417・FAX：352-7824 受付時間：9：00～17：00
名古屋市健康福祉局高齢 福祉部介護保険課指導係	所在地：名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号 電話番号：959-2592・FAX：959-4155 受付時間：8：45～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地：名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号

	電話番号： 971-4165 受付時間： 9：00～17：00
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地： 名古屋市中区丸の内二丁目4-7 電話番号： 202-0167・FAX：202-0168 受付時間： 9：00～17：00

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1. あり
	②. なし

17. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守り下さい。

(1) 面会 面会時間 8：00～20：00

※なお、来訪される場合、生もの（お刺身・お寿司）生たまご、貝類（調理済み含む）の持込はご遠慮下さい。その他の食べ物については事前にご相談下さい。なお、お持ち頂き食べ切れなかった物は、お持ち帰り頂くか職員へお預け頂く様お願いします。

(2) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 6（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内では、全館禁煙です。

18. 非常災害対策

震災時の災害を予防する為、次の事項を実施するものとする。

- (1) 日常の地震対策
 - ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
 - イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
 - ウ 処置室の薬品棚には薬品類等の転倒、落下防止措置を行う。
 - エ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
 - オ 危険物等の流出、漏洩措置を行う。
 - カ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
 - キ 震災用の備蓄品を確保すると共に、定期的に点検する。
- (2) 一年に2回の消防・避難訓練を実施する。

19. 身体拘束について

施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

20. 虐待防止について

施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に行うとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う(年2回以上)実施する。
- ④ 上記①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

〒 ー

住所

氏名

印

特別養護老人ホーム第2 共愛の里 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共愛会が開設する特別養護老人ホーム第2 共愛の里（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	特別養護老人ホーム第2 共愛の里
所在地	名古屋市中川区下之一色町字権野 108 番地の 6

(入所定員)

第4条 施設は、その入所定員を 100 名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1 名(常勤)

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、従業者を指導監督する。

- ② 医師 1名以上
医師の職務は、入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。
- ② 生活相談員 1名以上(常勤)
生活相談員の職務は、入退所における面接手続き事務等と入所者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。
- ③ 介護職員・看護職員
介護職員 37名以上(常勤換算)
看護職員 3名以上(常勤換算)
介護職員の職務は、入所者の日常生活の介護・相談及び援助とする。
看護職員の職務は、入所者の診療の補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理とする。
- ⑤ 栄養士 1名以上
栄養士の職務は、各入所者の栄養状態にあった食事の管理及び栄養指導とする。
- ⑥ 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員の職務は、入所者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。
- ⑦ 介護支援専門員 1名以上(常勤)
介護支援専門員の職務は、入所者の要介護申請や調査に関すること、施設サービス計画の作成等、入所者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。
- ⑧ 事務員(1名以上)
事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。
- ⑨ 調理員(3名以上)
調理員の職務は、入所者に提供する食事の調理業務とする。

第三章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第6条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者又はその家族の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第7条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載さ

れている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努める。

(入所)

第8条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合やその他入所申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な医療機関等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退所)

第9条 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、入所者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

- 2 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その入所者及びその家族の希望、その入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 3 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退所記録の記載)

第10条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(施設サービスの取扱方針)

第11条 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その入所者の心身の状況等に応じて、その処遇を妥当適切に行う。

- 2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画)

第12条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以後「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望・入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者又はその家族に対して説明し、文書で同意を得る。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(介護)

第13条 介護に当たっては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清しきを行う。

3 施設は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行う。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、おむつを適切に取り替える。

5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

6 施設は、前各項に規定するもののほか、入所者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。

7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

8 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第14条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に提供する。

2 入所者の食事は、当該入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう支援する。

(機能訓練)

第15条 施設は、入所者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第16条 施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第17条 施設は、入所者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

(相談及び援助)

第18条 施設は、常に入所者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第19条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、その入所者の同意を得て、代わって行う。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第20条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入所者から利用料の一部として、施設サービスに係る施設サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

3 施設は前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者から受ける事ができる。なお、食費及び居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- ① 食費 … 1, 445 円(1日あたり)
- ② 居住費 多床室 … 915 円(1日あたり)
- ③ 理美容費 … 実費
- ④ 前各号に掲げるものの他、介護老人福祉施設の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となる費用に関し、入所者が負担することが適当と認められる費用
 - … 保険証類等保管料 600 円(1月あたり)
 - … コンセント(嗜好品)使用料 20 円(1日あたり)

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得る。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にはあらかじめ入所者又はその家族に対し説明を行い、入所者の同意を得る。

5 施設は、第3項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

(協力病院等)

第21条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定める。

2 施設は、治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努める。

(衛生管理等)

第22条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

(掲示)

第23条 施設は、運営規程の概要・従業者の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第24条 施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 施設は、施設の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(苦情の処理)

第25条 施設は、提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、受付担当者及び解決責任者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第26条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入所者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をする。

(緊急時等における対応方法)

第27条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入所者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第28条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置についてあらかじめ対策をたて、従業者及び入所者に周知徹底を図るとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

(記録の整備)

第29条 施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第30条 入所者は、施設での生活の秩序を保つとともに、入所者相互の親睦に努める。

2 入所者が外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届けるとともに、当該外出、外泊には家族等が付き添う。

3 入所者は、健康に留意し、施設で行う健康診断は特別の理由がない限り受診する。め

4 入所者に対する面会は、面会名簿に必要事項を記入し、居室、談話室で行う。

(その他運営についての重要事項)

第31条 施設は、入所者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、従業員の勤務体制を定める。

2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

3 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に行うとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う(年2回以上)実施する。

④ 上記①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

4 施設は、従業員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

5 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行い、地域との交流を深める。

6 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は管理者が別に定める。

附則

この規定は、平成17年 10月 1日から施行する。

この規定は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 10月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 6月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年 7月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 8月 1日から施行する。

「指定短期入所生活介護（ショートステイ）」利用契約書

◆◆目次◆◆

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条（契約の目的）	第13条（損害賠償責任）
第2条（契約期間）	第14条（損害賠償がなされない場合）
第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）	第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第4条（介護保険給付対象サービス）	第六章 契約の終了
第5条（介護保険給付対象外のサービス）	第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第6条（契約期間と利用期間）	第17条（契約者からの中途解約）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第18条（契約者からの契約解除）
第7条（サービス利用料金の支払い）	第19条（事業者からの契約解除）
第8条（利用の中止、変更、追加）	第20条（精算）
第9条（利用料金の変更）	第七章 その他
第三章 事業者の義務	第21条（苦情処理）
第10条（事業者及びサービス従事者の義務）	第22条（協議事項）
第11条（守秘義務等）	
第四章 契約者の義務	
第12条（契約者の施設利用上の注意義務等）	

特別養護老人ホーム第2共愛の里（介護予防）短期入所生活介護 利用契約書
（以下「契約者」という。）と社会福祉法人共愛会（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホーム第2共愛の里（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される（介護予防）短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する（介護予防）短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、理容・食事・居室の提供等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。（食費・居住費は別紙参照）
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に（介護予防）短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）と利用者負担額に応じた食費及び利用居室に応じた居住費の合計を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は利用期間中の食事代と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うもの

とします。

第8条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、第6条に定める利用期間前において、（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職

員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第12条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 13 条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める（介護予防）短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3

- か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む）を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合

記

身体的ハラスメントの例：蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつける

精神的ハラスメントの例：大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する

セクシャルハラスメントの例：必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかける

カスタマーハラスメントの例：サービス提供範囲を超えた不当な要求

暴言や脅迫等による威圧的な言動

過度なプライバシー侵害

反復的な苦情や批判による圧迫

施設運営を妨害する行為

- 五 前項に関わらず、契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができる

第 20 条（精算）

第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 21 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 22 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 名古屋市中川区下之一色町字権野 108 番地の 6
事業者名 社会福祉法人 共愛会
特別養護老人ホーム第 2 共愛の里
代表者氏名 理事長 横江 公美 印

契約者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

「指定（介護予防）短期入所生活介護」重要事項説明書

社会福祉法人 共愛会
特別養護老人ホーム 第2共愛の里

**当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第 2371000221)**

当事業所はご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 契約締結からサービス提供までの流れ	6
7. サービス提供における事業者の義務	8
8. 吸痰について	8
9. 事故防止及び事故発生時の対応について	8
10. 損害賠償について	8
11. サービス利用をやめる場合	9
12. 苦情の受付について	11
13. 第三者による評価の実施状況	11
14. サービスの利用に関する留意事項	11
15. 非常災害対策	12
16. 身体拘束について	13
17. 虐待防止について	13

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 共愛会
(2) 法人所在地 愛知県名古屋市中川区下之一色町字権野 108 番地の 4
(3) 電話番号 052-302-8011
(4) 代表者氏名 理事長 横江 公美
(5) 設立年月 平成 5 年 3 月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 1 月 28 日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日指定
愛知県 2371000221 号

※当事業所は特別養護老人ホーム第 2 共愛の里に併設されています。

- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム第 2 共愛の里
(4) 事業所の所在地 愛知県名古屋市中川区下之一色町字権野 108 番地の 6
(5) 電話番号 052-302-8029
(6) 事業所長（管理者）氏名 服部 泰臣
(7) 当事業所の運営方針 入所者やご利用者の方の自由と人権を尊重することを基本とし、明るく安らかな生活を送れるよう努力します。

また、地域や家庭とのつながりを大切に、心のかよった交流を図り地域に密着した“地域の中のホーム”として、高齢者はもとより子供から大人まで、「いつでも気軽に立ち寄れる施設」を目指します。

- (8) 開設年月 平成 11 年 4 月

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～土 9 時～17 時 30 分

- (10) 利用定員 20 人
(11) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階
(12) 建物の延べ床面積 5,561.76 m²

3. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご契約者の心身の状況や居室の空き状況及び希望により決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	31室	
2人部屋	1室	
3人部屋	1室	
4人部屋	21室	
合計	54室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒
浴室	2室	一般浴室・機械浴室
医務室	1室	

*上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1名
2. 介護職員	42.0	36名
3. 生活相談員	2.5	2名
4. 看護職員	6.5	3名
5. 機能訓練指導員	1.0	1名
6. 計画担当介護支援専門員	1.0	2名
7. 医師	0.1	必要数
8. 管理栄養士	2.0	1名
9. 事務職員	2.6	必要数

※常勤換算： 職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を、当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、

常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

※兼務状況は運営規程に記載。

< 配置職員の職種 >

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

栄養士（管理栄養士）…ご契約者に係る栄養管理を行います。

計画担当介護支援専門員 …居宅サービス計画に基づいて、短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月・水曜日 13:30～15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：7:30～9:30 7名 日中：10:30～18:00 10名 夜間：18:00～翌7:30 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：9:00～17:30 4名
4. 機能訓練指導員	9:00～17:30 1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・身体状況に応じ、機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

別紙料金表によって、自己負担額をお支払い下さい。

☆送迎サービスについて（範囲：中川区・中村区・港区）

ご自宅から施設までの送迎サービスを実施しております（希望ある場合のみ）。

※車両の都合で送迎の対応ができないこともありますので予め、ご了承ください。

☆ご契約者がまだ要支援・介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

*以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 短期入所生活介護サービスの実費利用

介護保険の給付限度額を超えてサービスを受けた場合

料金：介護給付額相当＋「食費」＋「滞在費」とする。

「食費」・「滞在費」は要介護度別及び利用者負担段階別による。（別表参照）

② 食費・滞在費

食費：ご契約者に提供する食事の材料費と調理コスト相当の費用です。

滞在費：個室（室料＋光熱水費相当）

多床室（光熱費相当）

料金：別表料金表によって、ご契約者世帯の利用者負担段階に応じた料金をお支払いください。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただく

ことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

④ 喫茶利用

各種： 100 円～150 円 コーヒーチケット： 10 枚つづり 1,000 円

⑤ その他利用料

・ご契約者の希望により、その他利用サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○600 円/月：各種保険証類 診察券 等（*保管管理者：施設長）

○20 円/日：コンセント（嗜好品による）使用料

（テレビ ラジオ 携帯電話充電 加湿器 電化製品等一式）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月 15 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし（毎月 26 日：土日祝の場合は翌営業日）

イ. 下記指定口座への振り込み

りそな銀行 名古屋駅前支店 普通預金 2006295

社会福祉法人共愛会 短期入所生活第 2 共愛の里 理事長 横江金夫

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

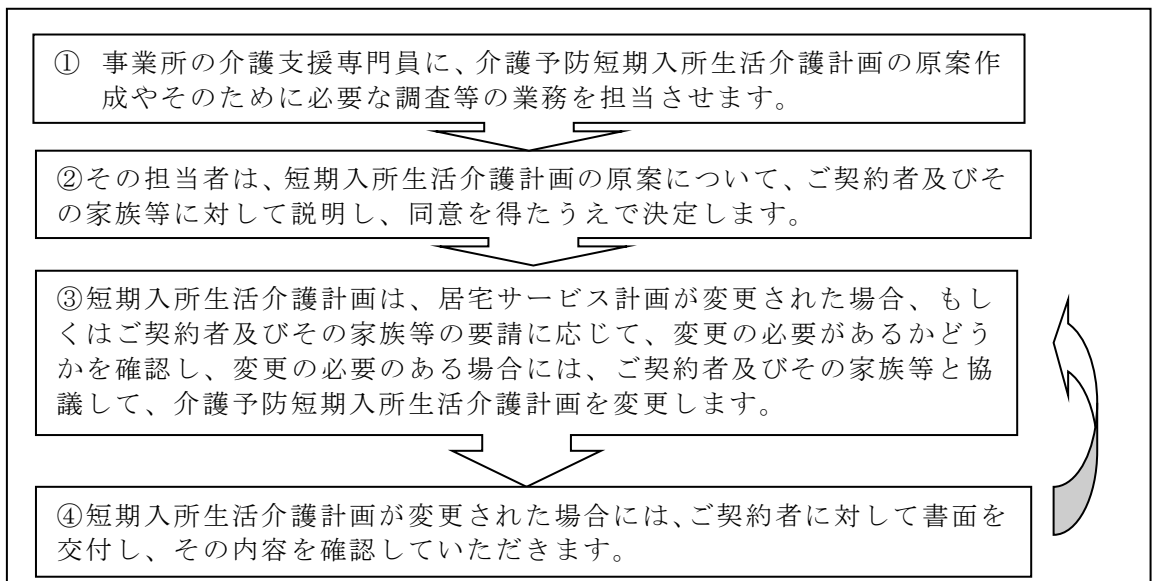
○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

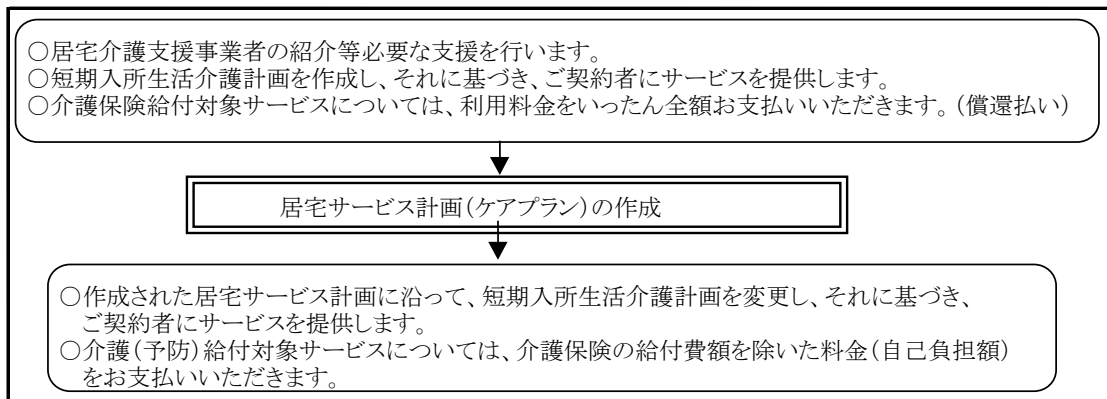
6. 契約締結からサービス提供までの流れ

（1）ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは、次のとおりです。（契約書第 3 条参照）

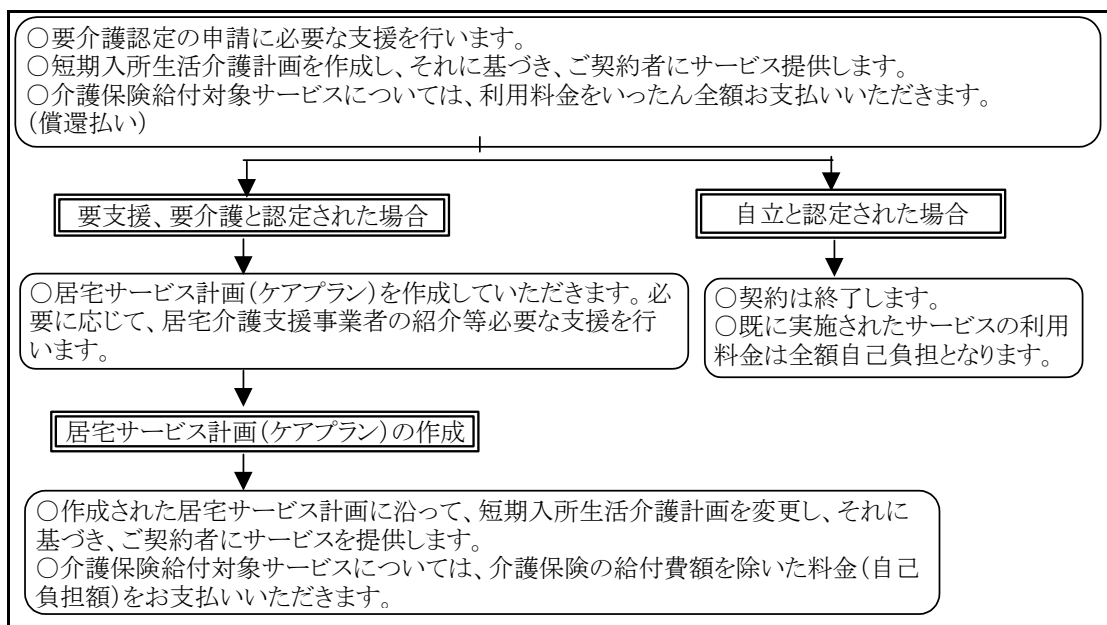


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは、次のとおりです。

① 要支援・要介護認定を受けている場合



② 要支援・介護認定を受けていない場合



7. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

8. 吸痰について

当施設においては、痰の吸引に関して、介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導の実施「医療的ケアの安全対策委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行うなどし、看護職員と介護職員が協働して実施できる環境を整備しております。

9. 事故防止及び事故発生時の対応について

事故発生については指針に従い、事故発生をできる限りなくすための措置を、施設をあげて取り組んでいきます。

また、発生してしまった事故については、これを速やかにご家族へ連絡・報告するとともに、医療的な処置が必要な場合については、希望の医療機関を確認する等、必要事項を確認し、事故による被害を最小限に努める為の措置を講じます。

その後は、施設所管課へ事故の報告を行い、助言・指導のもと再発の防止に努めます。

10. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の○日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護予防給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 19 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者またはご契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為(身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む)を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合

記

身体的ハラスメント

蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつけるなど

精神的ハラスメント

大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する

セクシャルハラスメント

必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかけるなど

カスタマーハラスメント

① サービス提供範囲を超えた不当な要求

利用契約に定められていないサービスの提供を繰り返し要求し、従業員に心理的負担を与える行為(例: 私的な依頼や個別の特別対応)。

② 暴言や脅迫等による威圧的な言動

従業員の人格や職務を否定する発言、暴力的・脅迫的な表現を用いて威圧する行為(例: 「訴える」「辞めさせる」といった言動)。

③ 過度なプライバシー侵害

従業員に対し、個人情報聞き出す、またはプライベートな関与を強要する行為(例: 「住所を教えろ」「LINE を交換しろ」など)。

④ 反復的な苦情や批判による圧迫

業務改善を名目に非現実的な改善要求を繰り返し、不満を執拗に表明する行為(例: 同じ内容の苦情を短期間に複数回繰り返す)。

⑤ 施設運営を妨害する行為

他の利用者や職員に迷惑をかける行為、または業務の進行を妨げる行為(例: 施設内での大声や暴れる行為)。

前項に関わらず、ご契約者または利用者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができる

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

1 2. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 生活相談員 浅井 真弥

○苦情解決責任者

[職名] 施設長 服部 泰臣

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：30～17：30

○第 3 者委員 佐藤 慶司 052-431-0546

江場 昭夫 052-431-6991

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名古屋市・中川区役所 介護保険担当課	所在地 名古屋市中川区高畑一丁目 223 番地 電話番号：363-4417・FAX：352-7824 受付時間：9：00～17：00
名古屋市健康福祉局高齢 福祉部介護保険課指導係	所在地：愛知県名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号 電話番号：959-2592・FAX：959-4155 受付時間：8：45～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 電話番号：962-1307 受付時間：9：00～17：00
愛知県社会福祉協議会 愛知県運営適正化委員会	所在地 名古屋市東区白壁一丁目 50 番地 電話番号：212-5515・FAX：212-5514 受付時間：9：00～17：00

1 3. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1. あり
	②なし

1 4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確

保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

テレビ, 家具, その他電化製品

(2) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 12 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療について

医療を必要とする場合は、契約者又はご家族の責任でかかりつけの医療機関において診療や入院治療を受けることとなりますので、事業所からの連絡があった場合は、速やかにかかりつけの医療機関で診療を受けるなど必要な措置を講じてください。

15. 非常災害対策

・当施設は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害時に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及びご契約者が参加する訓練を定期的実施します。

・震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。

ウ 処置室の薬品棚には薬品類等の転倒、落下防止措置を行う。

エ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。

オ 危険物等の流出、漏洩措置を行う。

カ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。

キ 震災用の備蓄品を確保すると共に、定期的に点検する。

(2) 一年に2回の消防・避難訓練を実施する。

16. 身体拘束について

施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

17. 虐待防止について

施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に行うとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う(年2回以上)実施する。

上記①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

〒 ー

住所

氏名

印

特別養護老人ホーム第2 共愛の里指定（介護予防）短期入所生活介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人共愛会が開設する特別養護老人ホーム第2 共愛の里短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 特別養護老人ホーム第2 共愛の里短期入所生活介護事業所
- ② 所在地 名古屋市中川区下之一色町字権野 108 番地の 6

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名以上
医師は、利用者の健康管理を行う。
生活相談員 1名以上（常勤）
生活相談員は、利用者の生活相談、関係機関との調整等を行う。
看護職員 3名以上（常勤換算）
看護職員は、利用者の健康状態の把握及び必要な看護を行う。
介護職員 37名以上（常勤換算）
介護職員は、利用者の日常生活上の介護を行う。
機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者に対する機能訓練及び介護職員への指導を行う。
管理栄養士 1名以上
栄養士は、利用者の食事について栄養状態や心身状態に応じた栄養管理を行う。
調理員（3名以上）
調理員は利用者提供する食事の調理業務を行う。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 併設利用型 20名
- ② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員 100名以内

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料等)

第7条 事業所が指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 次条における通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額とする。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 150円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 300円

3 その他の費用

事業所は前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- ① 滞在費 多床室 … 1日あたり 915円
- ② 食費 … 1日あたり 1,445円 (朝食300円、昼食645円、夕食500円)
- ③ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 … 実費
- ④ 前各号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用 … 保険証類等保管料600円(1月あたり)
コンセント(嗜好品)使用料20円(1日あたり)

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に関するサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、名古屋市中川区、中村区、港区の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次各号に定める事項に留意しなければならない。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族・居宅介護支援事業所等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をする。

(身体拘束の制限)

第13条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待の発生又はその再発の防止)

第14条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。
- ④ 上記①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

(秘密の保持)

第15条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者及び家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得る。

(苦情の処理)

第16条 事業所は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、受付担当者・解決責任者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人共愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成16年12月15日から施行する。

この規程は、平成17年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
この規定は、平成19年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成23年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成24年10月 1日から施行する。
この規定は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成27年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。
この規定は、令和 4年 7月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 8月 1日から施行する。

ケアハウス共愛の里 利用契約書

「ケアハウス共愛の里」の施設長（以下、甲という）と、入居者（以下、乙という）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、国が定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき心身共に充実した明るい生活を送ることができるよう、乙がこの施設を利用すること、及びこの契約の定める各種のサービスを提供することを約し、乙はこれに対してこの契約の定めるところを承認し、必要な費用を支払うことを約した。

（遵守義務）

第2条 乙は、甲の提示する管理規程、入居心得及び、その他の諸規程を遵守するものとする。

（各種サービス）

第3条 甲が、乙に対して提供するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴の準備
- (3) 各種生活相談、助言
- (4) 自主活動の助言
- (5) 疾病、負傷災害等緊急時の援助
- (6) 定期的な健康診断と衛生環境の保全

（食事）

第4条 甲は入居者に対し1日3食を高齢者の健康に配慮して、食堂において提供する。

（入浴の準備）

第5条 甲は常に入浴設備を良好に管理し、入浴は週に3日以上とし、定められた時間に乙が利用できるよう入浴の準備を行う。ただし、各居室に設置されている入浴設備については乙が管理する。

（生活相談・助言）

第6条 甲は乙から要望があれば、常時各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介、手続き等の援助を行う。

2. 甲は乙が入居後、日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は外部の在宅サービスが導入できるよう、所要の措置を講ずるものとする。

3. 前項の場合の負担は、乙の負担とする。

(自主活動への協力)

第7条 甲は乙の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じて助言を行うとともに乙が自主的に趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合は、それが管理規程、入居者の心得等の諸規程に反しない限り乙に協力し、便宜を供するものとする。

(緊急時の対応)

第8条 甲は、乙に急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて常に万全の管理体制がとれるよう配慮する。

2. 乙の責に帰すべき理由により生じた事故については、甲はその責めを負わないものとする。

(利用料等)

第9条 利用料の額については、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき、生活費、事務費、管理費を合算した額を甲が個人別に算定して乙に通知する。

2. 前項に定めるもののほか、乙は電気、水道等の使用料を、その使用量に応じて甲に対して支払わなければならない。

3. 特別なサービスに要する費用は、その実費を乙の負担とする。

4. 利用料の改訂は、国の定める基準若しくは変更が生じた場合、それに基づき利用料の改訂をするものとする。甲は、改訂通知を乙に明示するものとする。

(利用料等の納入)

第10条 乙は、甲から第9条の利用料、使用料の通知請求されたときは、甲の定める期日までに指定する金融機関口座に支払うものとする。

(資料の提供)

第11条 乙は入居時及び甲の定める期日までに利用料認定に要する資料として、次の種類を甲に提出しなければならない。

- (1) 前年度の収入を証明する書類
- (2) 必要経費の認定に要する書類
- (3) その他甲が指定する書類

(身元保証人)

第12条 乙は、この契約に際し、身元保証人をたてるものとする。

2. 身元保証人は乙に債務不履行があったときは、連帯して履行する責務を負うものとする。また、管理規程により退居を求められた場合、また、必要な時には乙の身

柄を引き取る責を負うものとする。

3. 身元保証人の住所又は氏名を変更したいとき及び、身元保証人が死亡、禁治産者の宣告等で変更するときは、その旨を速やかに甲に通知しなければならない。

(造作、模様替え等の制限)

第13条 乙は原則として居室内の造作、模様替え等をしてはならない。

2. 乙はやむを得ざる事情によりその居室に造作、模様替えをするときは、甲に対しあらかじめ書面によりその内容を届け出て、甲の承認を得なければならない。その費用は乙が負担するものとする。

(居室内の補修)

第14条 乙はやむを得ず居室内の補修・改修をおこなうときは、事前に甲の承認を得なければならない。その費用は乙が負担するものとする。

2. 甲は、前項の補修・改修ができる部分の細目については、あらかじめ乙に通知するものとする。

(原状回復の義務)

第15条 乙の目的施設及びその備品について、乙の責に基づき汚損、破壊、若しくは滅失したとき、又は甲に無断でその居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状回復するか、又は甲が定める代価を支払わなければならない。

2. 乙は、この契約を解除又は終了した場合において、乙の居室を明け渡すとき、修理若しくは取り替えを要する場合には、費用は乙が負担しなければならない。

(賠償責務)

第16条 天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により乙が受けた損害、災難については甲は一切の賠償責任を負わない。ただし甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(長期不在)

第17条 乙がその居室に1ヶ月以上不在となる場合には、乙が甲に対し、予めその旨を届け出る。

(立ち入り)

第18条 甲は居室の保全維持管理のために必要があると認められる場合には、乙の承諾を得ることなく居室に立ち入り、必要な措置をとることができる。

(契約の解除)

第19条 甲は乙が次の各号に該当したときは、1ヶ月間の予告期間をおいてこの契約を解除することができる。

- (1) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れのあるとき。
- (2) 金銭の管理、各種サービスの利用について、乙自身が判断できなくなったとき。
- (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設での生活が著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
- (5) 利用料その他の費用等の支払いを怠って、その滞納額が3ヶ月に達したとき。
- (6) 不正の手段によって入居したとき及び提出書類等虚偽の事項を申告した場合。
- (7) 乙または乙の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の入居者等に対して、下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む）を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合

記

身体的ハラスメントの例：蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつける

精神的ハラスメントの例：大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する

セクシャルハラスメントの例：必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかける

カスタマーハラスメントの例：サービス提供範囲を超えた不当な要求

暴言や脅迫等による威圧的な言動

過度なプライバシー侵害

反復的な苦情や批判による圧迫

施設運営を妨害する行為

- 五 前項に関わらず、契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができる
- (8) その他、この契約の条項に反したとき、及び入居者の心得に違反し、甲の指示又は指導に従わない等、施設での生活が著しく不相当と認められたとき。
 2. 乙は、この契約を解除しようとするときは、30日以上予告期間をもって、甲の定める契約解除届を甲に提出するものとする。
 3. 乙はこの退居届を提出しないでこの居室を退居したときは、甲が乙の退居の事実を知った日の翌日から起算して30日を経過した日をもって、この契約は解除されたものとみなす。
 4. 乙が病気療養等で3ヶ月以上居室を不在とする場合は、甲、乙協議してこの契約を解除することができる。

(利用料の返還)

第20条 この契約を解除して居室が明け渡されるときは、甲は乙に対して入居契約終了後速やかに利用料の未経過分を返還するものとする。返還は無利息とする。

(契約の終了)

第21条 この契約は乙が死亡したときに終了する。

2. この場合、甲は乙の所有物を善良なる管理者の注意をもって保管し、乙の身元保証人に連絡して一切の処置をさせるものとする。
3. 乙の身元保証人は前項の連絡を受けた場合は、15日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければならない。
4. 明け渡しの期日が過ぎても、なお残置された所有物については、甲において処分できるものとし、それに要した費用は乙の身元保証人が負担するものとする。

(契約終了後の居室にかかる実費精算)

第22条 乙は契約終了日までに居室を甲に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日まで利用料等を甲に支払うものとする。

(誠意の処理)

第23条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲、乙協議し、誠意をもって処理する。

以上のとおり、甲、乙、身元保証人は記名捺印のうえ契約し、その証拠として甲、乙、身元保証人は本書を各1通ずつ保管する。

令和 年 月 日

理事長（甲）住所 名古屋市中川区下之一色町権野 108 番地 6
氏名 社会福祉法人 共愛会 ケアハウス共愛の里
理事長 横江 公美 ⑩

入居者（乙）住所
氏名 ⑩

身元保証人 住所
氏名 ⑩
(実印)

ケアハウス共愛の里 重要事項説明書

当施設は、ご契約者に対してサービスの提供をするにあたり、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料	2
6. 施設ご利用の際に留意いただく事項	4
7. 苦情の受付について	6
8. 非常災害対策	6
9. 虐待防止について	7

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 共愛会
- (2) 法人所在地 愛知県名古屋市中川区下之一色町権野 108 番地の 4
- (3) 電話番号 052-302-8011
- (4) 代表者氏名 理事長 横江 公美
- (5) 設立年月 平成5年3月

2. ご利用施設

- (1) 施設の目的 ケアハウス共愛の里は、国が定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき心身共に充実した明るい生活を送ることが出来るよう、各種のサービスを提供します。
- (2) 施設の名称 ケアハウス共愛の里
- (3) 施設の所在地 愛知県名古屋市中川区下之一色町権野 108 番地 6
- (4) 電話番号 052-302-8029
- (5) 施設長(管理者) 氏名 服部 泰臣
- (6) 当施設の運営方針 高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活が出来よう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病・災害等緊急時の対応等を十分に行う。

また地域とのつながりを大切に心の通った交流を図り、地域に密着したものにしていこうと目指します。

(7) 開設年月 平成11年4月

(8) 入所定員 16名

3. 居室の概要

入居者定員16名

設 備	室数	備 考
居 室	16室	概ね22㎡
談話・娯楽・集会室	1室	42.75㎡
食堂(共同)	1室	69.25㎡
浴 室	1室	17.49㎡
洗濯室	1室	洗濯機・乾燥機各々2台

4. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>

職 種	人数	専従	兼務
1. 施 設 長	1		1
2. 生活相談員	1	1	
3. 介 護 職 員	2	2	
4. 栄 養 士	1		1
5. 事 務 員	1		1

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 施 設 長	9:00~17:30
2. 生活相談員	早番: 7:00~15:30
3. 介 護 職 員	日勤: 9:30~18:00
4. 栄 養 士	9:00~17:30
5. 事 務 職 員	9:00~17:30

5. 入居者に提供するサービス利用料等

<提供するサービス>

相談・助言	・施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意をもって対応し適切な助言を行います。
-------	--

	<p>又、必要に応じて各種のサービス等との連携を十分に図り、その有効な利用について積極的に援助を行います。</p>
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> 入居者に対する食事の提供は、栄養と衛生に留意して行います。但し、あらかじめ食事をしない旨の連絡があった場合は提供しません。 栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の嗜好を考慮した食事を提供します。 食品の保管には、腐敗・変質しないよう適切な措置を講じます。 食事は、原則として、食堂で所定の時間に提供します。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> 共同浴室における入浴は、週5日とし、施設職員は、入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行います。 原則として、個別の入浴介助は行いません。
生活援助	<ul style="list-style-type: none"> 施設職員は、入居者に対する日常生活上の援助は、原則として行いません。 施設職員は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、適切な在宅サービス等を利用できるよう、関係機関への連絡等の必要な対応を行います。
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 協力病院は、別記医療機関を定めています。 入居者が、あらかじめ緊急連絡先を届けている場合は、速やかに連絡します。その他、必要に応じて医療機関等への連絡を行います。 全館一斉放送設備の活用により緊急の連絡が速やかにできるものとします。 入居者の緊急時に対応できる職員体制の整備と関係機関との連携に努めます。
夜間の管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、宿直者が行います。
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> 入居者に健康診断の機会を提供し、その記録を保存する等、日常における健康管理に配慮します。 入居者の健康管理に常に留意し、健康の保持・疾病の予防に努めます。
自主活動への援助	<ul style="list-style-type: none"> 入居者は、施設の共用設備を使用して、自主的に趣味教養活動やクラブ活動、行事等を行うことができます。 施設職員は、運営規定、契約書、入居者心得等諸規定に反しない範囲で、助言や援助に努めます。

レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> 生活がより快適なものとなるよう、各種行事、クラブ、レクリエーション等の実施に努めます。
------------	---

<利用料等>

- ・利用料は、市の定める要綱等に基づき、生活費、事務費、管理費を合算した額とし、毎月請求します。(別表)
- ・居室で使用した水道の使用料は、使用量に応じて利用料とともに請求します。
- ・在宅サービス利用等に伴う費用は、入居者の負担となります。
- ・レクリエーション行事等にかかる費用は、必要に応じて入居者の負担となります。

<協力医療機関>

医療機関の名称	共愛病院
所在地	名古屋市中川区下之一色町権野148番地の1
診療科	内科、耳鼻科、眼科、皮膚科、整形外科

6. 施設ご利用の際に留意いただく事項

入居者心得	入居者にお渡しする「ケアハウス共愛の里心得」を遵守して下さい。
来訪・面会	来訪された時は、事務所前の面会簿に記入をして下さい。 面会時間 午前8時から8時まで
外出・外泊	外出の際は、職員に行き先をお知らせ下さい。また、食事を取り止める時は、早めに欠食届に記入、提出をして下さい。 外泊の際は、必ず外泊届を提出して下さい。
医療機関への受診	医療機関への受診は、基本的に入居者ご本人に行っていただきます。受診の付き添い・入院手続き等必要な場合は、身元保証人に対応していただきます。 *緊急時には施設職員が対応後、身元保証人に連絡致しますので、連絡後は速やかな対応をお願いします。
迷惑行為等	騒音等、他入居者に迷惑になる行為は、ご遠慮願います。 犯罪等、法律に触れる行為をした時は、退去していただく場合もあります。
宿泊	原則として来訪者を居室に宿泊させることはできません。 止むを得ない事情により、近親者を居室に宿泊させる場合は、施設長に書面にて届け出て、承認を得て下さい。
ペットの飼育	居室及び敷地内において、ペットの持ち込み、飼育はお断りします。
環境の整備	常に居室を清潔に整理整頓して、良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設内外の環境整備にも協力して下さい。

宗教活動・政治活動	施設内における宗教活動及び政治活動等は、ご遠慮下さい。
ハラスメント行為	<p>ご契約者またはご契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む）を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合、契約解除となる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>身体的ハラスメント 蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつけるなど</p> <p>精神的ハラスメント 大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する</p> <p>セクシャルハラスメント 必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかけるなど</p> <p>カスタマーハラスメント</p> <p>① サービス提供範囲を超えた不当な要求 利用契約に定められていないサービスの提供を繰り返し要求し、従業員に心理的負担を与える行為（例：私的な依頼や個別の特別対応）。</p> <p>② 暴言や脅迫等による威圧的な言動 従業員の人格や職務を否定する発言、暴力的・脅迫的な表現を用いて威圧する行為（例：「訴える」「辞めさせる」といった言動）。</p> <p>③ 過度なプライバシー侵害 従業員に対し、個人情報聞き出す、またはプライベートな関与を強要する行為 （例：「住所を教えろ」「LINEを交換しろ」など）。</p> <p>④ 反復的な苦情や批判による圧迫 業務改善を名目に非現実的な改善要求を繰り返し、不満を執拗に表明する行為 （例：同じ内容の苦情を短期間に複数回繰り返す）。</p> <p>⑤ 施設運営を妨害する行為 他の利用者や職員に迷惑をかける行為、または業務の進行</p>

	<p>を妨げる行為 (例：施設内での大声や暴れる行為)。</p> <p>前項に関わらず、ご契約者または利用者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除となることがあります。</p>
--	---

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

【職名】 生活相談員 藤原 弘幸

【職名】 施設長 服部 泰臣

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30

○第3者委員 監事 佐藤 慶司 052-431-0546

江場 昭夫 052-431-6991

(2) 行政機関その他苦情受け付け期間

名古屋市 中川区役所 介護保険担当課	所在地 名古屋市中川区高畑一丁目223 電話番号：052-363-4417・FAX：052-352-7824 受付時間：9：00～17：00
国民健康保険団体連合会 苦情調査係	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話番号：052-971-4165・FAX：052-962-8870 受付時間：9：00～17：00
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 名古屋市中区丸の内二丁目4-7 電話番号：052-212-5515・FAX：052-212-5514 受付時間：9：00～17：00

8. 非常災害対策

震災時の災害を予防する為、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。

ウ 処置室の薬品棚には薬品類等の転倒、落下防止措置を行う。

エ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。

- オ 危険物等の流出、漏洩措置を行う。
- カ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- キ 震災用の備蓄品を確保すると共に、定期的に点検する。

(2) 一年に2回の消防・避難訓練を実施する。

9. 虐待防止について

施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- ④ 上記①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

入居者 住所

氏名

印

身元保証人 住所

氏名

印

ケアハウス共愛の里運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人共愛会が設置経営するケアハウス共愛の里(以下「施設」という。)の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設の運営管理については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病・災害等緊急時の対応等を十分に行う。また地域とのつながりを大切に心の通った交流を図り、地域に密着したものにしていくことを基本方針とする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウス共愛の里
- (2) 所在地 名古屋市中川区下之一色町字権野108番地の6

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名 (特別養護老人ホーム第2共愛の里施設長兼務)
 - (2) 生活相談員 1名
 - (3) 介護職員 2名
 - (4) 管理栄養士 1名 (特別養護老人ホーム第2共愛の里管理栄養士兼務)
- 計 5名

2 施設の職員は、併設の特別養護老人ホーム第2共愛の里の職員としても所属し、その運営管理について定められた業務に従事するものとする。

(職務)

第5条 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

- 2 生活相談員は、入居者の生活向上に必要な相談・援助等に従事する。
- 3 介護職員は、入居者の援助をする。
- 4 管理栄養士は、入居者に対する給食の献立の作成及び栄養指導の業務を行う。

(入居者の定員)

第6条 施設の入居定員は16名とする。

(入居者の資格)

第7条 施設に入居できるものは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。
- (2) ひとり暮らしの者、または家庭環境・住居事情等によって家族と同居できない者。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- (4) 自炊ができない程度の身体機能の低下はあるが、介助を必要としないで自力で日常生活を営むことができ、外出・通院等自力でできる者。
- (5) 資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料及び必要な費用が負担できる者。
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

(入居の申込み)

第8条 施設への入居希望者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書(様式1)
- (2) 住民票の写し
- (3) 前年の収入が確認できる書類

(入居希望者の面接調査)

第9条 入居希望者については、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

- 2 前項の面接は、生活状況・家庭環境等について詳細に聴取する。
- 3 前項の面接の結果、入居をほぼ適当と認めた者に対しては、健康診断書(様式2)の提出を求め、健康状態を把握し、その上で入居の可否を判断し、結果を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第10条 入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書(様式3)
- (2) 戸籍抄本
- (3) 身元保証書(様式4)
- (4) その他、施設長が特に必要と認めた書類

(利用料等)

第11条 施設の利用料の額は、国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

(退居)

第12条 入居者は退居するときは、退居届(様式5)を提出しなければならない。

(死亡)

第13条 施設長は、入居者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置を講ずるものとする。

(入居の取消)

第14条 施設長は、入居者が各号のいずれかに該当するときは、入居を取り消すことができる。

- (1) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れのあるとき。
- (2) 金銭の管理、各種のサービスの利用について入居者自身が判断できなくなったとき。
- (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (4) 身体的または精神的疾患若しくは欠陥のため、施設での生活が著しい支障を与える恐れのあると認められたとき。
- (5) 利用料その他の費用の支払いを怠って、その滞納が3ヶ月に達したとき。
- (6) 不正の手段によって入居したとき、及び提出書類等虚偽の事項を申告した場合。
- (7) その他、この契約の条項に反したとき、及び入居者の心得に違反し施設長の指示又は指導に従わない等、施設での生活が著しく不相当と認められたとき。

(居室の変更)

第15条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、居室の変更をすることができる。

- (1) 入居者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (2) その他、必要と認められるとき。

(処遇上の基本原則)

第16条 入居者の処遇については老人福祉法の理論に基づき、入居者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。

(相談・助言)

第17条 施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し適切な助言を行う。又、必要に応じて各種のサービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事の提供)

第18条 入居者の対する食事の提供は、栄養と衛生に留意して行う。ただし、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。

(入浴)

第19条 入浴は週3日以上とし、施設職員は入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

2 原則として、個別の入浴介助は行わないものとする。

(生活援助)

第20条 入居者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。

2 入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、関係機関への連絡等の必要な対応を行うものとする。

3 前項の場合、利用は入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は負わない。

4 第2項に伴う費用は、入居者の負担とする。

(緊急時の対応)

第21条 入居者の緊急時に対応できる職員体制の整備と、関係機関との連携に努めることとする。

2 非常通報装置や全館一斉放送設備の活用により緊急の連絡がすみやかにできるものとする。

3 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へもすみやかに連絡を行う。

(夜間の管理体制)

第22条 夜間の管理体制は、原則として宿直の者が行うこととする。

2 施設長は、利用者等の安全と緊急時に対処するため、併設する関連施設(宿日直常勤)の協力を得、常時緊急対応できるよう万全体制を講ずるものとする。

(保健衛生)

第23条 入居者の定期健康診断は、年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮するものとする。

- 2 入居者の健康管理に常に留意し、健康の保持、疾病の予防に努めるものとする。又、入居者は、常時自ら健康の保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

(自主活動の援助)

第24条 入居者は、施設の教養設備を使用して自主的に趣味教養活動やクラブ活動、行事等を行うことができる。

- 2 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。
- 3 第1項に関して、施設職員は自主活動の趣旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

(入居者の心得)

第25条 施設長は、入居者が守るべき「ケアハウス共愛の里入居者心得」を入居者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(約束事の遵守)

第26条 施設長は、施設の円滑な運営を図るため、入居者が「ケアハウス共愛の里入居者心得」を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努力するものとする。

(外泊)

第27条 入居者は、外泊しようとするときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届けるものとする。

(来訪者)

第28条 入居者は、来訪者があつたときは、その都度、来訪者名簿に記入し届けるものとする。

- 2 入居者は、来訪者を居室に宿泊させることはできない。ただし、やむを得ない事情により来訪者が自室に宿泊しようとするときは、必ず事前に施設長へ届け出て承認を受けなければならない。

(環境整備)

第29条 入居者は、常に居室を清潔に整理し、整頓して良好な環境と衛生の保持に努

めるとともに、施設の建物内外の清掃等の環境整備には積極的に協力するものとする。

(身上変更の届出)

第30条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第31条 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、良き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第32条 入居者は承認を得ずに居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第33条 入居者は敷地内に工作をしようとするときは、予め施設長の承認を得なければならない。

(動物飼育の禁止)

第34条 入居者は、居室または敷地内において動物(ペット)小鳥類を飼育をすることを禁止する。

(損害賠償)

第35条 入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。

(政治・宗教活動の禁止)

第36条 入居者は、専用居室以外の場合、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。又、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(非常災害対策)

第37条 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出などに関する計画を定め、必要に応じ訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、入居者が常に防災に心掛けるよう配慮しなければならない。

(地域社会の連携)

第38条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(委任)

第39条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定めることができる。

(改正)

第40条 この規程を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人共愛会理事長の決裁を経るものとする。

(その他運営についての重要事項)

第41条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- ④ 上記①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

附則

この規程は平成20年6月1日より施行する。

この規程は令和3年8月1日より施行する。

ケアハウス共愛の里 入居者心得

ケアハウス共愛の里は、入居者の皆さんが安心して楽しく充実した生活を送って頂ける「住まい」であることを願っております。

ここは、皆さんの共同生活の場でありますので、お互いに人格を尊重し規律を守り、親睦と融和を深め、楽しい日々を過ごしていただきたいと願っています。

職員は原則として介護業務は出来ませんので、ご理解ください。

(1) 居室について

- ① 居室内は、常に清潔を心掛け、環境衛生に留意し気持ち良く生活できるよう努めて下さい。
- ② 居室内の掃除は、自分でしていただきます。
- ③ 緊急時に、車イスが居室内に入れるように整理整頓をして下さい。
- ④ 居室変更は原則として行いませんが、必要止むを得ない場合に限り変更する場合があります。
- ⑤ 居室内の備品、設備が故障したときは、速やかに事務所に届けて下さい。

(2) 廊下・ベランダについて

廊下・ベランダは入居者全体の通路でもあり、又、火災非常時の避難通路でもあります。荷物等の物品は絶対に置かないで下さい。

(3) 水道・光熱費について

- ① 水道代は2ヶ月ごとに使用量を計測し、利用料請求書にて加算させていただきます。
- ② 電気代は、個人で中部電力と契約し支払って下さい。

(4) 食事について

- ① 食事時間は概ね、次の通りです（延食は、最大1時間後までになります。）。
 - ・朝食：午前 7時 20分 より
 - ・昼食：午前 11時 20分 より
 - ・夕食：午後 5時 20分 より
- ② 食事は原則として食堂で行います。
- ③ 食事の席は決められた席をお使い下さい。（席替えは止むを得ない場合に限り可）
- ④ 食事は管理栄養士によって必要な栄養を計算されています。
梅干しやふりかけ等1品は持ち込み可能ですが、惣菜・揚げ物等は居室で本人責任にて召し上がって下さい。
- ⑤ 外出・外泊その他の理由により食事が不要になる時には、準備の都合がありますので

あらかじめ申し出て下さい。また、外出・入院等により食事を食べられない方は、3日前までに届けを出された方に限り、食事代（朝食 100 円・昼夕食 200 円*変動有り）をお返しします。

(5) 入浴について

- ① 入浴日時は、次の通りです。
 - ・居室のシャワーは、毎日利用できます。
 - ・共同浴室は、週 5 回・月・火・木・金・土です。
 - ・利用時間は午前 8 時から午後 2 時まで、1 人 30 分以内とします。
 - ・順番にお声掛けさせて頂いております。
- ② 入浴の介助は、原則として行いません。
- ③ 共同浴室での入浴のときは、次の事をしないで下さい。
 - ・酒気を帯びて入浴すること。
 - ・浴槽の中で身体をあらうこと。
 - ・浴室で洗濯すること。
 - ・浴室で汚物を流すこと。

(6) 洗濯について

- ① 共同洗濯室を利用できます。居室内、洗濯機持ち込みも可能です。
- ② 洗濯機・乾燥機の利用料は有料です。（洗濯 1 回 200 円・乾燥 30 分 100 円）
- ③ 夜間・早朝の洗濯は、お互いの迷惑になります。
居室・洗濯室ともに 午前 6 時から午後 8 時までに行ってください。

(7) 玄関について

- ① 門限は、原則として午後 9 時です。外出・外泊等で止むを得ず門限時間以降の帰所になるときは、必ず、宿直職員に連絡して下さい。
- ② 玄関は常時施錠されています。外出の際は、事務所へ声をかけて下さい。

(8) 自動車所持について

- ① 駐車場は近隣で個々に契約していただきます。施設の駐車場は利用出来ません。
- ② 免許証の自主返納をお勧めする場合があります。

(9) 外出・外泊・面会について

- ① 新型コロナ・インフルエンザ等の感染症流行により緊急事態宣言が発令した場合や施設長の判断により、止むを得ない病院受診を除き外出禁止措置を取ることがあります。
- ② 新型コロナ・インフルエンザ等の感染症流行により緊急事態宣言が発令した場合や施設長の判断により、面会を制限することがあります。

- ③ 散策・買い物等のため施設の近隣へ外出するときは、行き先を介護員室前の外出簿に記入して下さい。また、敬老手帳、身元確認ができる物を必ず携帯してお出かけ下さい。
- ④ 外泊は自由ですが、あらかじめ行き先・連絡先を外泊届に記入して提出して下さい。また、敬老手帳、身元確認ができる物を必ず携帯してお出かけ下さい。
- ⑤ 外部からの来訪者があったときは、健康チェック表に来訪者の体温を記入して下さい。
- ⑥ 入居者は、原則として来訪者を居室に宿泊させることはできません。ただし、止むを得ない事情により宿泊させる場合は、施設長に書面にて届け出て了承を得て下さい。

(10) 掲示について

案内・連絡等の事項は館内放送のほか、掲示、回覧にて行いますので、掲示・回覧にご注意下さい。

(11) 郵便・新聞について

- ① 新聞は、施設の玄関に設けてある郵便受けに配達されます。
- ② 郵便物・書留・宅配等の小荷物は、その都度事務所から連絡します。

(12) 電話架設について

居室内に電話架設を希望する場合は、入居者自身が電話局へ直接申し込み手続きをして下さい。(緊急の連絡以外、電話の取次ぎはいたしません)
電話架設したいときは、事務所へ知らせて下さい。

(13) 禁止行為について

次のような行為はしないで下さい。

- ① 無断で外出・外泊をしたり、門限(午後9時)を守らないこと。
- ② 喧嘩、暴行、賭博、口論、中傷、泥酔等 他人に迷惑をかけること。
- ③ 危険物、可燃物、火災の心配のある物を持ち込むこと。(石油ストーブ・電気ストーブ等禁止。持ち込んでも良いか迷う時は、必ず確認して下さい。)
- ④ 犬、猫等のペット、小鳥を飼育すること。
- ⑤ 建物、設備、備品、樹木等を破損すること。
- ⑥ 下着や寝巻のまま居室外にでること。
- ⑦ 施設内において特定の宗教活動や政治活動を行うこと。
- ⑧ 従業者や他の入居者等に対してハラスメント行為を行うこと。
- ⑨ その他、入居者・親族・身元保証人が、施設の秩序や風紀を乱す等、共同生活に甚だしく支障をきたすこと。

(14) 保健衛生について

- ① 居室内の清掃、布団類の乾燥、下着類の洗濯等常に清潔に心掛け、施設内外の清掃、

環境衛生にも留意して下さい。

- ② 毎朝、体温・風邪症状の有無を記入した用紙を提出して下さい。
- ③ 毎週定期的に、血圧測定を行っておりますので、平素から自分の健康には十分留意して下さい。
又、年1回3月頃に、施設の決まりにより共愛病院にて定期健康診断(無料)を受けて頂きます。
- ④ 入院加療を必要とするときは、入院し療養に専念していただきます。
- ⑤ 入院の場合3ヶ月程度まで利用料を払って入居継続できますが、それ以降は協議によって決定します。
- ⑥ ゴミ・不用品は、所定の日・場所以外には捨てないで下さい。
 - ・燃えるゴミ(生ゴミ・紙・プラスチック類)と、燃えないゴミ(空き缶・空き瓶・金属・陶器類)に分けて、ゴミ集積場所のそれぞれの容器に入れて下さい。
 - ・紙類の中で、新聞紙・雑誌・段ボール等は再生ゴミであるので、ひも等でまとめて下さい。

(15) 貴重品について

- ① 基本的に、職員は現金や健康保険証等を預かりません。
- ② 宅配の代引きや新聞代・牛乳代の集金等は職員が来訪を連絡しますので、ご自分で現金・商品の授受を行って下さい。
- ③ 入居者同士で、現金や物の貸し借り・買い物の依頼・贈り物は止めて下さい。
トラブルの原因となります。

(16) 防災・防犯について

- ① 居室において、施設が設備した電磁調理器以外の火気器具類は使用しないで下さい。
(電子レンジ・電気ポットは可)
- ② 電気、テレビ等のスイッチの消し忘れをしないよう十分気をつけて下さい。
- ③ 急病又は火災等、非常事態が発生した場合は、直ちに職員に連絡して下さい。
なお、居室内に非常コールブザーが設置されていますが、緊急非常時以外はみだりに使わないで下さい。
- ④ 喫煙は厳禁です。
- ⑤ 火の始末等火災防止に十分配慮し、施設で実施する防災訓練や避難訓練には積極的に参加して下さい。
- ⑥ 火災発生の場合、職員の指示に従い、避難して下さい。
- ⑦ 外出・外泊等で居室を開ける時は、必ず施錠して下さい。
又、鍵の保管に留意して下さい。鍵を紛失した場合は、必ず届け出て下さい。
(実費で弁償していただきます。)
- ⑧ 貴重品等を紛失したり盗まれたりすることのないように、保管には十分注意して下さい。

- ⑨ 保険証、医療受給者証、健康手帳、診察券等の病院に受診する際に必要な物は、一括してわかりやすい場所に置いて下さい。

(17) 退去について

- ① 自己都合で退去しようとするときは、一ヵ月前までに届け出て下さい。
- ② 次のような場合には、退去していただきます。
- ア・共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけるおそれがあるとき。
 - イ・金銭管理・薬の管理・時間の認識・又書類などの管理や各種サービスの利用について、入居者自身が判断できなくなったとき。
 - ウ・日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
 - エ・入居時に虚偽の申告があったときや、入居後の日常生活において虚偽の報告などがあったとき。
 - オ・「ケアハウス共愛の里 入居者心得」の内容に違反、又は、改善がみられないと思われるとき。

2023.4 改訂

「デイサービスセンター第2 共愛の里」利用契約書

◆◆目次◆◆

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条（契約の目的）	第12条（損害賠償責任）
第2条（契約期間）	第13条（損害賠償がなされない場合）
第3条（通所介護計画の決定・変更）	第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第4条（介護保険給付対象サービス）	第六章 契約の終了
第5条（介護保険給付対象外のサービス）	第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第16条（契約者からの中途解約）
第6条（サービス利用料金の支払い）	第17条（契約者からの契約解除）
第7条（利用の中止、変更、追加）	第18条（事業者からの契約解除）
第8条（利用料金の変更）	第19条（精算）
第三章 事業者の義務	第七章 その他
第9条（事業者及びサービス従事者の義務）	第20条（苦情処理）
第10条（守秘義務等）	第21条（協議事項）
第四章 契約者の義務	
第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）	

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人 共愛会(以下「事業者」という。)は、契約者がデイサービスセンター第2共愛の里(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める介護予防通所介護・通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項(以下「通所介護計画」という。)は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(通所介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(介護予防給付・介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護予防給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対し介護状態になることを予防するためのアクティビティなど生活の質の向上を図るためのサービ

スを提供し介護保険給付対象サービスとして、事業所において契約者に対して日常生活上の世話及び個別機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護予防給付・介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、送迎（通常の事業実施区域外）、食事の提供、おむつの提供、利用者の選択による通常の通所介護サービスの提供時間を超えるサービス、日常生活上通常必要となる便宜の供与のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護予防給付・または介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割（利用サービス確認一覧表に明記された金額））を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。（但し、おむつ代はそのつど支払うこととします。）
- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービス利用月ごとに取りまとめ、翌月に支払うものとします。（但し、おむつ代は除きます。）

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護予防給付費、または介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第 11 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 12 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 16 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 17 条（契約者からの契約解除）

- 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
 - 二 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条（事業者からの契約解除）

- 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に

これを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 二 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む）を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合

記

身体的ハラスメントの例：蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつける

精神的ハラスメントの例：大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する

セクシャルハラスメントの例：必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかける

カスタマーハラスメントの例：サービス提供範囲を超えた不当な要求

暴言や脅迫等による威圧的な言動

過度なプライバシー侵害

反復的な苦情や批判による圧迫

施設運営を妨害する行為

- 五 前項に関わらず、契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができる

第19条（精算）

第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 名古屋市中川区下之一色町字権野
108 番地の 6

事業者名 社会福祉法人 共愛会
デイサービスセンター 第 2 共愛の里
代表者氏名 横江 公美 印

契約者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

デイサービスセンター「第2共愛の里」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第2371000320号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 共愛会
(2) 法人所在地 愛知県名古屋市中川区下之一色町字権野108番地の4
(3) 電話番号 052-302-8011
(4) 代表者氏名 理事長 横江 公美
(5) 設立年月 平成11年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年1月28日指定
愛知県2371000320号
当事業所は特別養護老人ホーム第2共愛の里に併設されています。
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人共愛会が開設するデイサービスセンター第2共愛の里(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員(以

下「生活相談員等」という。)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター 第2共愛の里
- (4) 事業所の所在地 愛知県名古屋市中川区下之一色町字権野108番地
- (5) 電話番号 052-302-8029
- (6) 事業所長(管理者)氏名 服部 泰臣
- (7) 当事業所の運営方針

事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、有する能力に応じ自立した日常生活を行うことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- (8) 開設年月 平成11年4月1日
- (9) 利用定員 20人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 名古屋市中川区(西臨港線以西)、中村区(西臨港線以西、名古屋津島線以南)、港区(西臨港線以西、東海通以北)

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し1月1日～1月3日までを除く
受付時間	月曜日～土曜日 9時～17時30分
サービス提供時間	9時45分～16時15分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和2年10月1日現在

職種	現員 (常勤換算数)	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	2.7名	2名
3. 生活指導員	1名	1名
4. 看護職員	1名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名

* 常勤換算：職員それぞれの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では
1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：9：00～17：30
2. 看護職員	勤務時間：9：00～17：30
3. 機能訓練指導員	勤務時間：9：00～17：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

＊ 要介護認定で要支援1または2と認定された方と要介護1から5と認定された方で保険給付の対象となるサービスが異なりますので必ずご確認ください。

・要支援1または要支援2と認定された方は、以下のサービスについて利用料金の大部分（通常9割）が予防給付として介護保険から給付されます。

① サービス利用料金〔月額〕（契約書第6条参照）

・別紙『利用サービス確認一覧表』を参照の上、御契約者の要支援1または、要支援2に応じたサービス利用料（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスは、要支援1と要支援2では利用料が異なりますのでご注意ください。）

② アクティビティ〔月額〕

・認知症の進行防止や気力の減退・生き甲斐の喪失など、閉じこもりや寝たきりなど状態の悪化につながらないように、楽しんで参加できるアクティビティ（レクリエーション）を取り入れた通所介護計画を生活相談員等が作成し実施します。

③ 口腔機能向上〔月額〕

・口腔機能が低下している、または低下の可能性があるご契約者に対して、うがいや歯磨きなどを含めた専門的に機能向上が図れる計画を作成し実施します。

④ 栄養改善〔月額〕

・低栄養状態にある、またはそうなる可能性があるご契約者に対して、管理栄養士と生活相談員等が協力して栄養改善計画を作成し実施します。

⑤ 運動器の機能向上〔月額〕

・生活機能の向上のために、機能低下の恐れがある御契約者に対して、運動器の機能向上に関する機能訓練を専門の理学療法士が機能訓練計画を作成し、理学療法士と機能訓練指導員が実施、または監督指導を行い生活相談員等が協力して実施します。

＊入浴・送迎サービスについては、サービス利用料に含まれ利用されなくても同額です。

*運動器の機能向上については、特に必要でない場合も個別に機能訓練を実施します。
(この場合は、運動器の機能向上に関する利用料は発生しません。)

・要介護1から要介護5と認定された方は、以下のサービスについて利用料の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

①サービス利用料金〔利用1回当たり〕(契約書第6条参照)

・別紙『利用サービス確認一覧表』をご参照の上、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

②入浴

・入浴を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

*送迎サービスは、サービス利用料に含まれ利用されなくても同額です。

(詳細につきましては、別紙『利用サービス確認一覧表』をご参照ください。)

☆歯磨き、うがいに関しては、ご契約者の状態に関わらず全員に実施します。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照)

*以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事

・当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。

(食事時間)

12:00~13:00

・ご契約者に提供する食事の材料または調理などにかかる費用として「食費」をいただきます。(おやつ代金も、これに含まれます。)

料金:1回あたり600円

②排泄

・ご契約者の排泄の介助を行います。

(その際、当事業所の紙おむつなどを使った場合は、1枚につき150円を別途お支払いいただくこととなります。)

③通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、別途料金をいただきます。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、当月分を翌月まとめてお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者またはご契約者の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等に対して下記の例のようなハラスメント行為(身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む)を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合、事

業者は契約を解除することができます。

記

身体的ハラスメント

蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつけるなど

精神的ハラスメント

大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する

セクシャルハラスメント

必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかけるなど

カスタマーハラスメント

① サービス提供範囲を超えた不当な要求

利用契約に定められていないサービスの提供を繰り返し要求し、従業員に心理的負担を与える行為（例：私的な依頼や個別の特別対応）。

② 暴言や脅迫等による威圧的な言動

従業員の人格や職務を否定する発言、暴力的・脅迫的な表現を用いて威圧する行為（例：「訴える」「辞めさせる」といった言動）。

③ 過度なプライバシー侵害

従業員に対し、個人情報聞き出す、またはプライベートな関与を強要する行為（例：「住所を教えろ」「LINEを交換しろ」など）。

④ 反復的な苦情や批判による圧迫

業務改善を名目に非現実的な改善要求を繰り返し、不満を執拗に表明する行為（例：同じ内容の苦情を短期間に複数回繰り返す）。

⑤ 施設運営を妨害する行為

他の利用者や職員に迷惑をかける行為、または業務の進行を妨げる行為（例：施設内での大声や暴れる行為）。

前項に関わらず、ご契約者または利用者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができます。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 橋本 優希

○苦情解決責任者

[職名] 施設長 服部 泰臣

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:30

○電話番号 052-302-8029 [第二共愛の里]

○第3者委員 佐藤 慶司 電話番号 052-431-0546

江場 昭夫 電話番号 052-431-6991

(2) 行政機関その他苦情受付機関

名古屋市・中川区役所 介護保険担当課	所在地 名古屋市中川区高畑一丁目223 電話番号：052-363-4417・FAX：052-352-7824 受付時間：9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話番号：052-962-1307 受付時間：9:00～17:00
愛知県社会福祉協議会 愛知県運営適正化委員会	所在地 名古屋市東区白壁1丁目50 電話番号：052-212-5515 受付時間：月～金 9:00～17:00

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所介護サービスまたは指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 5561.76㎡

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

6名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

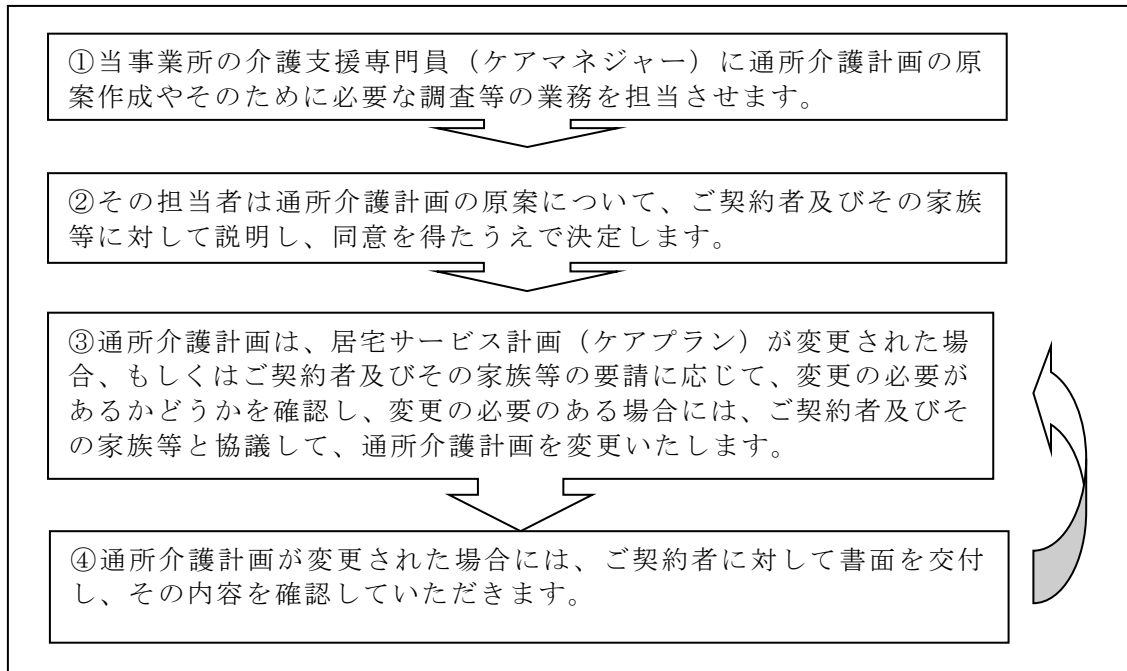
1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

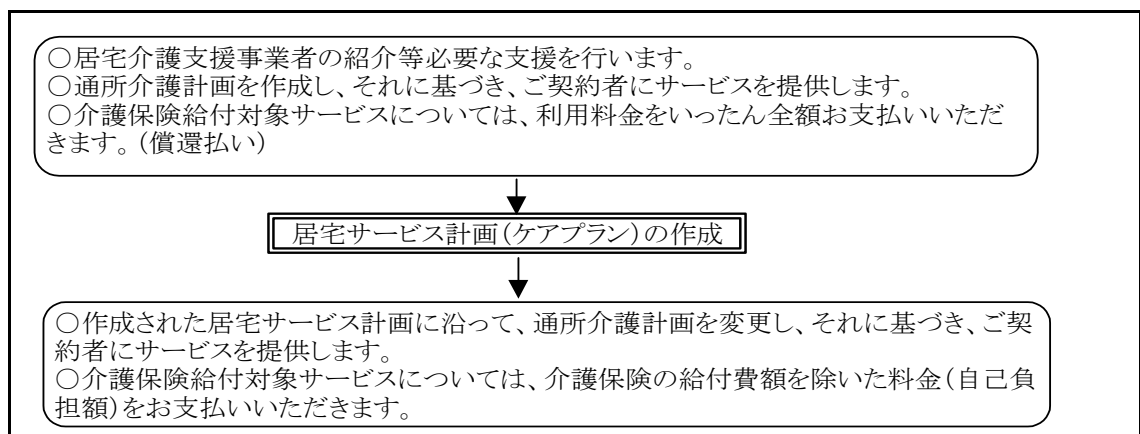
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

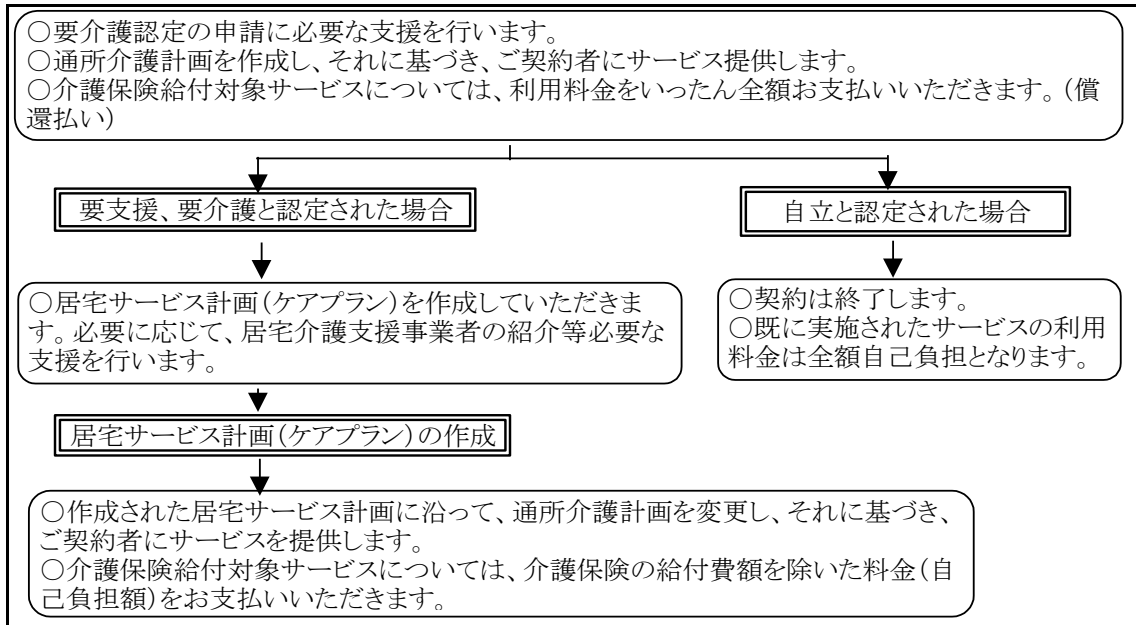


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
 - ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活

動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

デイサービスセンター第2共愛の里 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人共愛会が開設するデイサービスセンター第2共愛の里（以下「事業所」という。）が行う通所介護、予防専門型通所サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方もしくは事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 通所介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を行うことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 予防専門型通所サービスの提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター第2共愛の里
(2) 所在地 名古屋市中川区下之一色町字権野108番地の6

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)(業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする)
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守ため必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
ア 生活相談員 2名以上(サービス提供時間を通じて毎日1名以上配置する)
生活相談員は、利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する

利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画、予防専門型通所サービス介護計画の作成補助等を行う。

イ 介護職員 2名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する）

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は支援を行う。

ウ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

エ 看護職員 1名以上

看護職員は、健康管理等の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

（1）営業日 月曜から土曜日までとする。ただし1月1日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 9:00~17:30 とする

（3）サービス提供時間

ア 1単位目 9:45~16:15 とする

（通所介護の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

[通所介護、予防専門型通所サービス]

（1）1単位目 20名

（事業の内容）

第7条 事業の内容は次のとおりとする

[通所介護、予防専門型通所サービス]

（1）日常生活上の世話

（2）食事の提供

（3）入浴

（4）機能訓練

（5）レクリエーション

（6）健康チェック

（7）送迎

（8）相談

（利用料その他の費用の額）

第8条 通所介護の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によ

るものとする。予防専門型通所サービスの事業を提供した場合の利用料の額は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、

利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 3 通所介護、予防専門型通所サービスの食費は、昼食代600円を徴収する。
- 4 おむつ代は、150円を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市中川区、港区及び中村区の別紙に掲げる地域とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意する。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防水管理者(防火管理についての責任者を含む。)を定め、非常災害に備えるため、年〇回定期的に避難・救出訓練等を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年3回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する、
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人共愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- この規定は、平成14年4月1日から施行する。
- この規定は、平成17年4月1日から施行する。
- この規定は、平成17年10月1日から施行する。
- この規定は、平成18年4月1日から施行する。
- この規定は、平成21年2月1日から施行する。
- この規定は、平成21年4月1日から施行する。
- この規定は、平成22年7月1日から施行する。
- この規定は、平成23年4月1日から施行する。
- この規定は、平成24年4月1日から施行する。
- この規定は、平成29年6月1日から施行する。
- この規定は、平成30年6月1日から施行する。
- この規定は、令和2年6月1日から施行する。
- この規定は、令和3年8月1日から施行する。